

生ごみを堆肥に有効活用してごみを減らそう！

美浜町家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金 ～循環型社会の実現に向けて～



美浜町では、家庭から出る生ごみの減量化や資源化を図るため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入に係る費用の一部を補助します。

生ごみ処理容器（コンポスター）や生ごみ処理機を利用して生ごみを堆肥化し、畑やプランター等に肥料として有効活用しましょう！生ごみ処理機で処理することで、臭いや害虫の発生を抑制し、また、乾燥させることでごみの量が減少します。この補助金を活用して、ごみの減量・資源化にご協力ください！

対象者

町内に住所と自宅を有し、自らが使用するために生ごみ処理容器等を購入する者（世帯主）

対象処理容器等

①生ごみ処理容器（コンポスター）・・・1世帯当たり年2基まで（毎年度、補助が受けられます。）

【微生物の働きにより生ごみを分解して堆肥化する容器で、電気を動力として用いないもの】

②生ごみ処理機・・・1世帯当たり1基（補助を受けた年度を1年とし、6年経過後は再度補助が受けられます。）

【電力等を利用して生ごみを分解し、又は乾燥して、堆肥化し、又は減量化する機器】

※生ごみを破碎して下水道等に流す機器（ディスポーザー等）や生ごみを焼却する機器は、補助対象外です。

※別売附属品に係る費用、送料等は補助対象外です。

補助金の額

① 対象経費の1/2 以内（100円未満切り捨て）

② 対象経費の2/3 以内（100円未満切り捨て）

補助金上限額 ①生ごみ処理容器：1基あたり 5,000円

②生ごみ処理機：1基あたり50,000円

生ごみ処理容器
（コンポスター）は
自分でも作れるよ！



対象期間

当該年度4月1日～翌年3月31日（当該年度の予算枠が無くなり次第、受付を終了します。）

注意事項

・補助を受けるには、購入する前に、申請書の提出が必要です。

※購入後に申請はできません（補助が受けられません）ので注意してください。

・国、県、他の地方公共団体から補助を受けた、または受ける予定の場合は、この補助を受けられません。

・当該補助にかかる処理容器等は譲渡、貸与、販売してはいけません。

・補助金を交付した後、職員が使用状況を確認に行く場合があります。

・この補助金要綱に違反した場合、交付決定を取り消し、補助金の全部または一部を返還いただく場合があります。

※申請前に必ず町ホームページ等で本補助金の交付要綱等を十分に確認してください。

美浜町家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金 申請フロー

